

VIII 航空貨物通関情報処理システムの現状と今後の課題

1. はじめに

現在、外国から成田及び伊丹の両空港に到着した輸入航空貨物の税関手続は、「航空貨物通関情報処理システム」(Nippon Air Cargo Clearance System—略称NACCS)によつて処理されている。

このNACCSは、空港に到着した航空貨物が荷主の手に渡るまでの一連の税関手続及び航空会社、上屋業者、混載仕分業者、通関業者等の関連民間業界の業務を電算機により処理する官民共同利用のトータル・システムである。

NACCSの稼動は、昭和53年8月に成田・原木地区において開始され、続いて昭和55年11月に伊丹地区に拡大されて、現在順調に運用されており、税関手続等の迅速化、適正化に多大の効果を挙げている。海外においても、イギリス、フランス、ドイツ等に、これと類似のシステムがあるが、国の機関と民間企業とが共同利用し、貨物の動きに沿った事務を総合的にシステム化したという点で、我が国のシステムは画期的なものであり、世界各国からも注目を集めている。

2. 開発の背景と経緯

NACCSの開発に至った背景には、近年における国際航空貨物輸送の飛躍的発展がある。

東京・大阪の両国際空港における輸入貨物の取卸量は、年々著しく増大し、システム導入時の年には20万5千トンと10年前の実績の7.6倍に達し、また、同年の輸入申告件数も80万件を超えて、全国税関における総輸入申告件数の43%を占めるに至った。

しかし、こうした輸入航空貨物の著しい増勢にもかかわらず、これを処理する必要な人員の確保には、官民ともに限度があり、一方では航空運送のメリットを生かしたより迅速な貨物の引き取りがますます強く要請されていた。このため、人員増を抑制し、しかも増大する事務を迅速かつ的確に処理するためには、税関手続を中心に一連の作業全体を簡素、合理化し必要な情報を集中的に管理するとともに、これを貨物

の動きに効果的に結びつける電算処理システムの導入が極めて有効な手段であると考えられたわけである。

このような背景に基づき、関税局は、昭和40年代の後半から電算処理システムの導入について検討を開始し、関係省庁、関連業界等との意見調整を経て、昭和49年末から本格的にその開発に着手した。また、NACCS導入のための法制面の手当てについては、昭和52年5月、第80回国会において、「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」が成立した。

この特例法により、税関手続が電算機を介して必要事項を端末機で入出力することによつて処理できることの法的裏付けがなされ、同時にNACCSの運営機関として認可法人「航空貨物通関情報処理センター」の設立が定められた。同センターは、これに基づき、昭和52年10月官民の共同出資により設立されている。この間において、東京税関を中心に関係業界、日本電信電話公社による開発作業が精力的に進められ、諸般の事情が整った昭和53年8月に、以下に述べるようなシステムの稼動の運びとなつたわけである。

3. NACCSの概要

(1) 対象地域と利用者

NACCSは、成田空港及び同空港の輸出入貨物の集散基地である千葉縣市川市原木所在の航空貨物シティー・ターミナル並びに伊丹空港を対象地域としており、これらの地区における税関等の事務所に設置された端末機と都内中野区に設置されたコンピュータとを専用通信回線で結び税関手続等をオンライン処理している。

システム利用者数は、これらの地区の税関をはじめとして、航空会社、上屋業者、混載仕分業者、通関業者、銀行の110社にものぼり、端末機の数、合わせて269台となつている。

(2) 対象業務

NACCSの対象業務は、大別して、税関手続業務、税関固有業務及び民間固有業務に分類される。税関手続業務と

NACCS利用者数及び端末台数

利用者業種	利用者数	端 末 台 数			
		原 木	成 田	伊 丹	合 計
税 関 空 港 会 社 関 連 業 務 者 行 計	2	20	14	12	46
航 空 貨 物 運 送 業 者 行 計	39	1	26	7	34
混 雑 貨 物 運 送 業 者 行 計	3	8	7	4	19
通 関 業 務 者 行 計	6	0	9	3	12
銀 行 業 務 者 行 計	60	74	38	39	151
合 計	2	4	1	2	7
	112	107	95	67	269

は、貨物が外国から空港に到着してから国内に引き取られるまでに必要な税関に対する諸種の届出、申請、申告等の手続業務である。例えば、外国貿易機が入港した際の積荷目録、入港届の提出、外国貨物の保税上屋への搬入及び搬出の手続き、関税未納貨物の保税運送申告、貨物を国内に引き取るための輸入（納税）申告、その他貨物の取扱届、執務時間外の貨物の積卸許可申請、臨時開庁承認申請等がある。

これらの手続は、税関の窓口に行くことなく各利用者の事務所に設置された端末機から所定のフォーマットに従って入力すれば、この入力情報が電算機センターのファイルに登録されると同時に税関の端末機に出力されるので、これをもつて諸届出、申告等がなされたものとみなされる。

輸入（納税）申告手続においては、税関の審査区分の選定基準がプログラムに組み込まれているので、申告事項が入力されると同時に、当該申告は現品検査扱、書類審査扱又は簡易審査扱のいずれかの審査区分に選定され、その区分が申告者の端末機にプリントアウトされる。

税関では、現品検査扱及び書類審査扱のものについては、一定の期限までに関係書類の提出、検査貨物の検査場への搬入を行わせ、所要の審査又は検査を終了した後、税関の端末機から「審査終了」を入力する。これにより、無税品、免税品の場合は、輸入許可通知書が申告者の端末機にプリントアウトされ、輸入申告手続はすべて完了する。有税品の場合は、審査終了後、申告者が関税等を銀行に納付し、これを税関が確認した後、輸入許可通知書がプリントアウトされるが、輸入者又は通関業者がNACCSを利用している銀行に専用預金口座を設けておくと、審査終了の入力と同時に納付すべき税額が自動的に当該口座から引き落とされて（自動振替納税制度）、輸入許可通知書がプリントアウトされる。これにより輸入申告手続が完了する。

簡易審査扱に選定された申告については、無税品、免税品の場合には即時に輸入許可となり、申告者の端末機に輸入許可通知書がプリントアウトされ、また、有税品の場合には、自動振替納税制度を利用すれば即時に輸入許可通知書がプリントアウトされる。

税関固有業務とは、関税等の収納業務、国庫資金の管理業務などの業務である。

民間固有業務とは、着払航空運賃の計算・領収管理、在庫管理・貨物保管料の計算、通関手数料の計算、航空貨物の搬出や内容点検の予約などの民間企業内部並びに業界相互間の

処理業務である。

(3) ハードウェア

① センター設備

大型電算機 2台、デュープレックス構成
主記憶容量 768K B

通信制御装置 5台

磁気ディスクバック装置、磁気テープ装置、ラインプリンター、紙カード読取装置等

② 通信回線

成田及び原木地区 104回線 2,400 B/S

伊丹地区 2回線 48K B/S

1回線 9,600 B/S

③ 端末設備

ディスプレイ装置 256台 2,000文字/画面

プリンター装置 298台 40字/秒

ペーパーテーブリーダ装置 31台

OCR(光学式文字読取装置) 6台

(4) 秘密の保護

NACCSは、前述のように税関及び民間の利用者が共同で使用するため、それぞれの利用者の秘密に属する固有のデータについては、厳重な秘密保護対策が講じられている。例えば、IDカードの使用による入力資格者のチェック、端末機設置場所と入力業務のシステムによる検査チェックなど、秘密の保護には十分なガードが施されている。

4. NACCSの効果

(1) 税関手続の簡素化

システム化により、従来原則として書類の提出により行っていた各種の税関手続は、電算機を介して行うこととなつたため、手作業による書類の作成、税関窓口への往復などが減少し、その省力化の効果は大きいものがある。特に、輸入申告において、簡易審査扱に選定された貨物については、申告と同時に許可となる即時通関制度が導入され、物流の円滑化、迅速化に大きく寄与している。また、納税手続においても、自動振替納税制度が導入され、そのつど銀行へ出向かなくても納税ができることになり当該制度が最大限に活用されている。（現在、自動振替納税制度の利用は、NACCSで処理される全申告件数の約95%に達している。）

(2) 物流の迅速化

税関手続を含め関連民間業務がNACCSにより正確かつ迅速に処理されているので、貨物の到着から搬出までの平均所要日数が、システム化前と本年2月の調査では、成田地区貨物分で5.5日から3.4日と約2日、原木地区通関貨物分で10.6日から6.8日と約4日、伊丹地区貨物分で7.3日から5.6日と約1.5日それぞれ短縮されており、NACCSは物流の迅速化に大いに貢献しているといえる。

(3) 情報の相互利用

輸入航空貨物の通関処理等にあたっては、一連の作業の各段階において、税関及び関連民間企業は共通の情報を相互利

用することになるが、この場合、前者の情報入力に一部の情報を付加することにより処理されるので、入力作業が大幅に簡素化されている。また、このように蓄積されたデータは、例えば、貨物の到着、移動、蔵置等のステータス情報及び税関手続の進捗状況等の情報として、各利用者が必要に応じて端末機から検索、照会できるため情報サービスは著しく向上している。

5. NACCSの今後の課題（輸出システムの導入についての検討）

航空貨物輸送は、今後とも引き続き、その取扱量が増大してゆくことが予想されるが、その最大の使命たる迅速な貨物の輸送をより効果あらしめるために、NACCSが導入され、増大を続ける輸送の現状においても迅速、的確な貨物の処理を確保しており、現在では全輸入航空貨物の申告件数の90%以上がNACCSを利用して処理されている。

一方、輸出航空貨物についても、その貨物量は輸入と同様に増大の一途を辿っている。

すなわち、東京、大阪両空港の10年前の輸出航空貨物は、7万トンであつたものが、昨年の実績では30万トンを超えており、これが更に10年後には、おそらく100万トン以上になると予想される。また、税関における輸出申告件数でても10年前には80万件足らずであつたものが、昨年の実績では150万件を超えており、昭和59年には200万件を突破し、昭和65年には2倍になる見込である。これに伴い、税関も関連民間業界も業務量が増大しており、その対策に苦慮している。

現在、輸出航空貨物は貨物の集荷から航空機への搭載までの処理が、おおむね一昼夜のサイクルをもつて行われており、しかもその間に税関、代理店、航空会社、上屋業者、混載仕分業者、通関業者というように多くの段階を経て貨物及び書類が流れているのが現状である。

このように、業務を短時間で処理する必要があるため、輸出申告書の作成、通関処理、混載仕立、保税上屋からの搬

出、航空会社への搬入等の作業については、特に顕著な偏り及び集中が見られ、情報入手の遅延による作業効率の低下、複数の企業間における書類の受け渡しによるかなりの手間と紛失等の事故が発生しているといわれている。

税関においては、限られた時間内で膨大な申告件数を処理するため徹底した審査の重点化を実施しており、また、企業においても企業内システムの導入等の対策を講じている。しかし、2～3年後の輸出航空貨物の処理は、貨物の滞留などの重大な事態を招くことも予想されるので、何らかの抜本的対策を講じる必要があると考えられている。このため、税関及び関連民間業界のすべてを網羅して必要な情報を集中管理し、この情報を貨物の流れに効果的に結び付けることにより、大量の関連業務を迅速かつ的確に処理できる方策として電算化システムの導入が考えられている。

こうした電算化システム導入を研究するため、昭和56年4月官民合同の「輸出航空貨物電算化研究会」が発足した。同会はその研究の結果を「輸出航空貨物の電算化に関する提言」にまとめたが、その提言において、電算化の導入は急務であり、この場合、現行のNACCSに、輸出航空貨物のためのシステムを追加して統合システムとすれば、現在のソフトウェア・ハードウェア及び運営主体等を最大限に活用できるので、極めて経済的、効率的なシステムが実現できると述べており、その導入の時期はおおむね3年後（昭和59年度）を目途としている。

その後、この研究会は発展的に解消し、昭和57年1月には輸出航空貨物の電算化システムを開発する組織として、同じく官民合同の「輸出システム開発推進協議会」が発足し、その下部組織である実務グループ（分科会）がシステム開発のための準備作業を積極的に行っている。

関税局においても、現在、輸出航空貨物の通関事務等の現状調査、電算化効果の分析等について、専門家に調査を委託しており、今後の検討課題として鋭意取り組んでいる。

（関税局電算機通関管理室）

航空貨物通関情報処理システム

貨物及び業務の流れ

